

I 沿革

公益財団法人 大阪府学校給食会

◎ 所在地 大阪市中央区大手前二丁目1番7号(大阪赤十字会館内)

◎ 設立年月日 昭和32年8月23日

- 昭和24年3月 学校給食用物資の受入団体として、大阪府学校給食会を設立。事務所を大阪市東区大手前之町1番地、大阪府教育委員会内に置く。
- 昭和32年8月 財団法人大阪府学校給食会として、大阪府教育委員会の許可を得て旧民法第34条の規定による公益法人に改組し、事務局を大阪市東区大手前之町1番地、大阪府教育委員会内に置く。基本金100万円。
- 昭和50年6月 寄附行為を改正し、理事長を会長に、事務局に事務局長を置き、庶務課、物資課の2課とする。
- 昭和51年9月 事務所を大阪市城東区蒲生二丁目10番28号、大阪府城東庁舎に移転。
- 昭和56年9月 常務理事を置く。
- 昭和58年6月 会長を常勤とした。
- 昭和59年2月 寄附行為を改正し、財団法人大阪府保健体育センターに改組、会長を理事長とする。学校給食部、臨海スポーツセンター部の2部制とする。
- 昭和59年3月 大阪府からの出捐金900万円を受ける。
- 昭和59年4月 「大阪府立臨海スポーツセンター」の管理運営を受託する。
- 昭和60年3月 学校給食部、臨海スポーツセンター部及び少年自然の家部の3部制とする。
- 昭和60年4月 「大阪府立少年自然の家」の管理運営を受託する。
- 昭和61年11月 大阪府立体育会館準備室を設置する。
- 昭和62年2月 学校給食部、臨海スポーツセンター部、少年自然の家部及び体育会館部の4部制とする。「大阪府立体育会館」の管理運営を受託する。
- 平成8年4月 寄附行為を改正し、財団法人大阪府スポーツ・教育振興財団に改組。門真スポーツセンター部を加え5部制とする。「大阪府立門真スポーツセンター」「大阪府立漕艇センター」の管理運営を受託する。

平成 9 年 6 月	(財)浜寺艇庫の解散に伴う寄附金 200 万円の受入により、基本金 1,200 万円となる。
平成 11 年 1 月	「大阪府立臨海スポーツセンター」アスベスト除去工事のため休館。 (平成 12 年 12 月 24 日まで)
平成 12 年 12 月	「大阪府立臨海スポーツセンター」の管理運営業務を南海電気鉄道株式会社に委託する。(平成 18 年 3 月 31 日まで)
平成 16 年 4 月	「大阪府立体育会館」の管理運営業務をシンコースポーツ株式会社に委託する。 (平成 18 年 3 月 31 日まで)
平成 16 年 6 月	情報誌「学校給食だより」を創刊する。
平成 18 年 3 月	大阪府の指定管理者制度導入に伴い「大阪府立臨海スポーツセンター」「大阪府立漕艇センター」「大阪府立少年自然の家」「大阪府立体育会館」の管理運営業務が終了したので、「臨海スポーツセンター部」「少年自然の家部」「体育会館部」を廃止する。
平成 18 年 4 月	大阪府の指定管理者制度導入に伴い、「大阪府立門真スポーツセンター」のスポーツ振興団体の指定を受け、OGMP民間事業体と事業共同体を組織し、指定管理者として管理運営を行う。大阪府立体育会館、大阪府立少年自然の家へ当該施設の管理運営のノウハウ等を有する財団職員を出向させる。
平成 18 年 7 月	大阪府学校給食大会 60 周年記念大会を実施する。
平成 19 年 1 月	府立門真スポーツセンター10周年にあたり、「なみはやドーム 10 年のあゆみ」を発刊する。
平成 21 年 3 月	「財団自立化方針」を策定する。
平成 22 年 3 月	基本財産 8,800 万円(自己資金)を増額し、1 億円とする。 指定管理者としての管理運営業務が終了したので「門真スポーツセンター部」を廃止する。
平成 22 年 4 月	寄附行為を改正し、財団法人大阪府学校給食会に改組する。
平成 24 年 3 月	公益財団法人として大阪府知事から認定を受ける。
平成 24 年 4 月	公益財団法人に移行する。
平成 24 年 8 月	事務所を大阪市中央区大手前二丁目 1 番 7 号、大阪赤十字会館に移転。
平成 28 年 4 月	第 1 期中期経営計画を策定する。
平成 29 年 12 月	財団設立 60 周年記念大会を実施する。
平成 31 年 4 月	第 2 期中期経営計画を策定する。
令和 4 年 4 月	第 3 期中期経営計画を策定する。